

古物営業法施行規則の一部を改正する規則案に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

1 相手方の真偽を確認するための措置において送付を受けるべき書類として戸籍の附票の写しを規定することについて（第15条第3項第4号関係）

古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号。以下「規則」という。）第15条第3項第4号の規定による相手方の真偽を確認するための措置において、相手方から送付を受けるべき書類として戸籍の附票の写しを規定することに関しては、

- 戸籍の附票の写しのうち相手の真偽の確認のために利用しない項目については黒塗り又は廃棄することが望ましい。
- 相手方の真偽の確認のためには現住所について記載されている書類の送付が必要であるため、本改正は適切である。

といった御意見がありました。

今回の改正は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）上、戸籍の附票に、改正前から記載されていた氏名及び住所に加え、新たに出生の年月日が記載されることとなったことを踏まえ、戸籍の附票の写しが添付された戸籍の謄本又は抄本に代わり、戸籍の附票の写しを相手方の真偽を確認するための書類の一つとして規定するものです。

戸籍の附票の写しに記載された個人情報の取扱いに関しては、これまでどおり、古物商において、個人情報に関する法令を遵守していただくものと承知しております。

2 自動車検査証の電子化に伴う帳簿の様式の備考の改正について（別記様式第15号及び第16号関係）

自動車検査証の電子化に伴い、規則別記様式第15号及び第16号に定める古物商又は古物市場主が作成する帳簿の様式の備考を改正することに関しては、

- 偽造された自動車検査証を発見するため、取引をする際は、ICタグに記録された事項と券面に記載されている事項に相違がないかを確認することを備考に記載すべきである。

といった御意見がありました。

電子化された自動車検査証（以下「電子車検証」という。）には、偽造防止のた

めの所要の措置が講じられているものと承知しており、古物商又は古物市場主に対し、偽造された電子車検証を発見するための措置を改めて講じさせる必要はないと考えております。